

ベトナム現地面接の様子をご紹介します

先日、千葉県と栃木県の工場で技能実習生を受け入れていただいているM社様の採用面接を行いました。

送り出し機関での選抜試験により4名採用に対し8名の候補生を面接しました。

家族面談は遠方のためオンラインが主となりましたが比較的近隣の1名は家庭訪問も行い、実習実施者様からのご案内やご家族からの質問への回答など、大変有意義な時間を過ごさせていただきました。



卒業生(元実習生)がビジネスマンとなって事務所に来訪

2013～2016年まで栃木県のK社様で実習をし、帰国した元実習生がベトナム送り出し機関職員として、弊組合へ来訪されました。

帰国から7年。当時担当した弊組合スタッフトアンも元実習生の元気に活躍する様子を見てとても嬉しそうでした。また、組合としましても改めて監理団体、登録支援機関として活動する意義を感じました。引き続き尽力してまいりますので、末永くご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。





労働時間に深夜時間帯を含むものに変更する場合について……………

2024年4月11日付けで技能実習制度運用要領が一部改正され、技能実習機構は7月16日に『労働時間に深夜時間帯を加える場合における解釈』についてFAQ内にて示し、新たに特記事項が追加されましたのでご連絡いたします。

労働時間に深夜時間帯を含まないものに変更する場合

変更届出が必要となります。

労働時間に深夜時間を含むものに変更する場合

変更認定が必要となります。

※深夜労働は原則として想定されていないが、技能等の修得の観点から深夜時間帯に行われる合理的な理由がある場合に限り、変更認定が必要となります。

今回の改正により、技能実習生の労働時間を深夜時間帯を含む時間に変更する場合は「変更認定申請」が必要となり、許可認定がおりるまでは深夜労働も認められなくなりました。

また、認定許可まで時間を要すことをご留意いただき、技能実習生の労働時間に変更が生じる場合は、事前に弊組合のカスタマサポート担当者にご相談ください。

詳しく詳しくは外国人技能実習機構HP (<https://www.otit.go.jp/>) のお知らせ欄をご覧ください。

● 技能実習制度 運用要領(厚生労働省) ●

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/01.html



海外面接スケジュール

	場 所	面接日	出発日	帰国日	申込期限 (オンライン面接も同じ)	オンライン面接日
11月	ハノイ①	11月7日(木)	11月6日(水)	11月9日(土)	10月1日(火)	11/5~11/15
	ハノイ②	11月8日(金)	11月7日(木)	11月10日(日)		
	インドネシア	11月12日(火)	11月11日(月)	11月14日(木)	10月1日(火)	11/11~11/21
12月	ハノイ①	12月12日(木)	12月11日(水)	12月14日(土)	11月1日(金)	12/10~12/20
	ハノイ②	12月13日(金)	12月12日(木)	12月15日(日)		
	インドネシア	12月17日(火)	12月16日(月)	12月19日(木)	11月1日(金)	12/12~12/20
1月	ハノイ①	旧正月前の為、要相談となります。				
	インドネシア	1月22日(水)	1月21日(火)	1月24日(金)	12月18日(水)	1/15~1/23



組合公式SNS

カスタマサポートの活動や広報活動などを掲載しています。
是非フォロー&いいねをお願いします!!

Follow me!



facebook



Instagram

技能実習生受け入れを検討中の企業様をご紹介ください

特定技能者の受け入れのご相談も承っております。

「技能実習」+「特定技能」で最長10年の外国人材の受け入れが可能です。「一般監理団体(技能実習)」「登録支援機関(特定技能)」の弊組合にお任せください。

●ご希望の日時・場所へご説明にお伺いします。●定期的にセミナーも開催しております。

(事業地区:東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県・静岡県・山梨県・新潟県・福島県・山形県・秋田県・宮城県・岩手県・青森県)